

大学図書館と著作権の現状

土屋俊

(千葉大学)

<http://CogSci.L.Chiba-U.ac.jp/~tutiya/Talks/>

正式なタイトルは、

文化審議会著作権分科会

情報小委員会

図書館等における

著作物等の利用に関する

ワーキンググループ

(現在とりあえずお休み)

における審議をめぐって

経緯

- 平成12年3月
 - 旧文部省生涯学習局に研究協力者会議を設けて
 - コンピュータ, インターネット等を活用した著作物等の教育利用について 検討
- この前提としては,
 - 初中等教育におけるコンピュータ利用の進展
 - 小中高学校のインターネット接続の急激な進展
 - バーチャルエージェント
 - さまざまな関連問題
 - 図書館、インターネット一般、Open Source

著作権分科会WGへ

- 「教育現場における著作物の利用」(35条)
 - 遠隔授業での利用(教材を見せるところを放送・通信する)
 - 教師でなく、児童・生徒が複製物を作る(プリントアウトも)
 - 発表授業における(引用の範囲を超えた)著作物の利用
- 「図書館における著作物の複製」(31条)
 - コイン式コピー、ILLにおけるFAX利用(2つの懸案)
 - 一定の制限の妥当性
 - 電子図書館、媒体変換

一般的動向 (情報化との関係は?)

- “Privatization of information”論
 - 情報は誰かによって作られ、作った人はその使用に対して対価を得られなければならない
 - アメリカ、ヨーロッパにおける知的財産権関連法律の改正
 - 権利者よりの判例 (The New York Times Co. v. Tasiniなど)
- 図書館としては、公益性を強調
 - アメリカにおける fair use
 - EU Directiveへの影響
 - 明確な対立

情報化は著作権問題を複雑にしているか

- 「自由に複製が作れる」環境論
 - 権利者側からみれば危険
 - 利用者側からみれば非常に便利
- しかし、提供の際には利用に関する契約が行なわれる。所有権の移動をとまなう売買ではない
- したがって、契約が守られる限り、ほとんど著作権の侵害はありえない
- ただし、紙媒体の利用にかかわる電子的手段の利用については、さまざまな問題が残る(典型的には電子的複製など)

WGの目的

- 31条の改正を必要とするか、必要ならばどのような改正をするべきかを検討
- 権利者、利用者からの現状における問題点、それに基づく要望を集約
- 両者が合意できる点について、法律改正の方向を探る
- 法律改正のためには、他の条項の規定内容との調整が必要(それは親委員会で行なう)

ここで、2つのスレッドに注意

1. 国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの「コイン式コピー機」をめぐる交渉過程

現在事務レベルで進行中(のはず)

2. 文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ

10月には始まっていたはずの非公式当事者間協議の場に以降して、31条がらみのいろいろな問題を協議

利用者側の要望

- 公衆送信権の制限
- 非定期刊行物所載の著作物全体の複製
- 媒体変換
- 録音図書が無許諾作成の範囲の拡大
- インターネット端末からのプリントアウトすること
- 図書館内の利用に限定して資料の無許諾のデータベース化

公衆送信権の制限の要望

- FAX送信は公衆送信であるという解釈
- Internet利用した送信 (ILLの場合はArielなど) も当然、公衆送信
- しかし、現在郵送による複写物の提供は実態として行なわれており、権利者としても認めざるを得ないと考えている
- FAX送信、Intenet送信は郵送に準じる提供の方法と考えられる
- したがって、公衆送信権の制限を要望

公衆送信権を制限すると何がうれしい？

提供側図書館

インターネット

依頼側(仲介)図書館

FAX
インター
ネット

プリントアウト

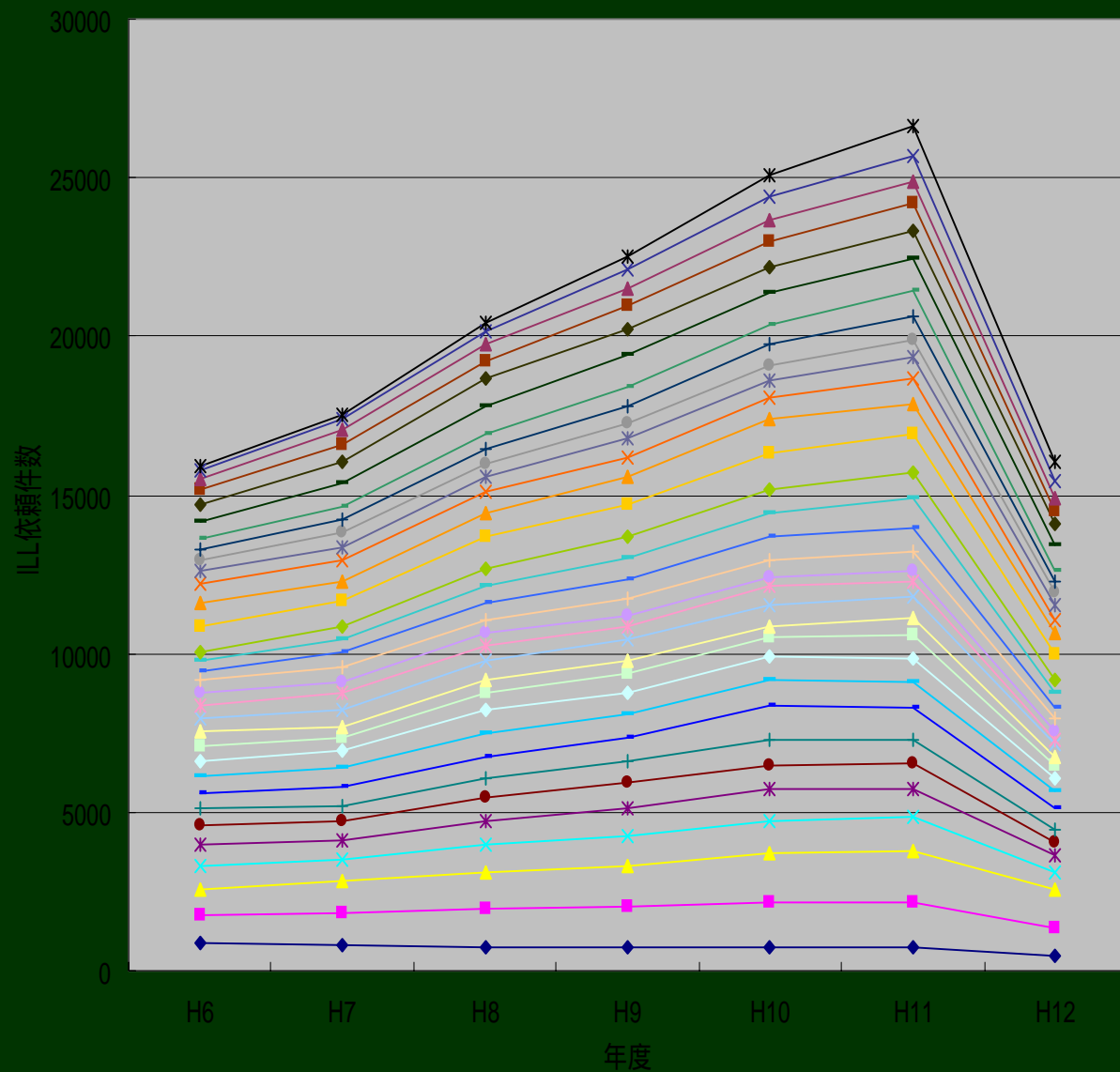
ファイル

利用者

権利者側の反応

- 学術研究のための必要性は理解
- しかし、
 - 電子的ファイルが作成されることには懸念
 - 全体の量の問題が重要
 - (ただし、大学間ILLは電子ジャーナル化によって大幅に変容の可能性あり)

NACSIS-ILLにおけるElsevier発行雑誌の依頼件数(積上げグラフ)



- * Chemosphere
- × Free radical biology & medicine
- ▲ Physiology and behavior
- Neuroscience
- ◆ Tetrahedron
- Tetrahedron letters
- Solid state ionics
- + Journal of non-crystalline solids
- European journal of pharmacology
- * Journal of crystal growth
- × Surface science
- ▲ Chemical physics letters
- FEBS letters
- ◆ Cancer letters
- Mutation research
- Journal of chromatography. A
- + Journal of immunological methods
- Journal of electroanalytical chemistry and interfacial electrochemistry
- * Physica. C, Superconductivity
- × Journal of hepatology

非定期刊行物所載の著作物全体の複製

- 現在でも定期刊行物ならばOK
- テクニカルペーパー、紀要など

媒体変換

- 技術の進歩
 - 計算機関連
 - アナログ技術
 - アナログからデジタルへ
- 保存の目的との調整

録音図書が無許諾作成の範囲の拡大

- 現在、点字図書館のみ無許諾でよい
- これを、同種のサービスを行なうところへも
 - 利用者の限定は同様に制御できる
- 権利者は、あまりそれを信用していない。

その他

- インターネット端末からのプリントアウトすること
 - この場面だけではない(インターネット、カフェ、)
- 図書館内の利用に限定して資料の無許諾のデータベース化
 - そもそも「電子図書館」とは何か、どのようになっているのか

権利制限縮小の要求

1. 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
2. 図書館資料の貸出について補償金を課すこと
3. 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
4. その他
 1. 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
 2. 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること

- 最終利用目的が、収益活動であるときは、「調査研究」目的といえども、コストの中に著者権使用料を含めるべきである
- 現在の「解釈」は、それは「調査研究」の目的を限定しないとしている
- しかし、現場で商業目的とそうでないものを区別できるか（開業医の調査研究はどうする）

補償金とは

- 制限への代償
- 使用許諾ではない
 - 権利者との契約によるものではない
- 配分方式は別に考えなければいけない
 - 共通目的
 - 個別配分(イギリスの公貸権)

これからどうしたらよいのか

- 法律解釈ではない具体的な問題解決
 - 「専門家」、役人は現場を知っているわけではない
- 利用者・権利者の間での誠実な議論
 - 両者の調整が重要である以上、事実を踏まえた議論(1年に日本でどれだけの複製が？そのうちで大学図書館では)
- 館種を超えた真剣な議論
 - 公立図書館、国立国会図書館(「調査研究」の意味)
- 電子的な情報流通の時代における著作者の権利保護と公益の保護とのバランスに関する積極的提言